

大阪府大気汚染緊急時  
対策関係規程集

目 次

大阪府大気汚染緊急時対策実施要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1  
オキシダント緊急時（光化学スモッグ）対策実施要領・・・・・・・・・・・・ 4  
オキシダント緊急時（光化学スモッグ）対策実施細目・・・・・・・・・・・・ 14

参 考 資 料

発令地域区分別オキシダント測定点所在地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26  
関係法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

# 大阪府大気汚染緊急時対策実施要綱

制 定 昭 和 4 6 年 1 1 月 1 日 実 施

一部改正

昭和 47 年 6 月 1 日、昭和 50 年 4 月 9 日、昭和 53 年 3 月 28 日、昭和 59 年 3 月 31 日、昭和 60 年 3 月 30 日、昭和 63 年 3 月 31 日、平成元年 3 月 31 日、平成 2 年 3 月 31 日、平成 3 年 3 月 30 日、平成 5 年 4 月 12 日、平成 6 年 11 月 1 日、平成 9 年 3 月 25 日、平成 10 年 3 月 31 日、平成 11 年 3 月 10 日、平成 12 年 3 月 27 日、平成 12 年 4 月 18 日、平成 12 年 12 月 14 日、平成 13 年 3 月 30 日、平成 14 年 3 月 28 日、平成 15 年 3 月 31 日、平成 16 年 3 月 31 日、平成 16 年 7 月 1 日、平成 19 年 3 月 31 日、平成 20 年 3 月 31 日、平成 21 年 4 月 1 日

最終改正 平成 2 3 年 4 月 1 日 一部改正

## (目 的)

第 1 条 この要綱は、大気汚染防止法（昭和 4 3 年法律第 9 7 号。以下「法」という。）第 2 2 条及び第 2 3 条並びに大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 4 条から第 4 6 条までの規定に基づき大阪府知事（以下「知事」という。）が市町村長並びに近畿経済産業局長、大阪管区气象台長及び大阪府警察本部長等の協力を得て行う大気汚染に係る緊急時等の措置等について必要な事項を定めるものとする。

## (緊急時等の区分及び発令の区分)

第 2 条 大気汚染等に係る緊急時等の区分及び発令の区分は、次表に掲げるとおりとする。

項	緊 急 時 等 の 区 分	発 令 の 区 分
1	条例第 4 5 条に規定する状態	予 報
2	法第 2 3 条第 1 項に規定する状態	注 意 報
3	条例第 4 6 条第 1 項に規定する状態	警 報
4	法第 2 3 条第 2 項に規定する状態	重大緊急警報

## (測定点)

第 3 条 知事は、大気汚染等に係る緊急時等の発令に係る測定点（以下「測定点」という。）を、知事及び大気汚染防止法施行令（昭和 4 3 年政令第 3 2 9 号）第 1 3 条に規定する政令市長（以下「政令市長」という。）が設置した大気汚染常時測定局から選定し、政令市長と協議の上、条例第 4 5 条に規定する指定物質（以下「指定物質」という。）ごとに定める緊急時対策実施要領（以下「要領」という。）で定めるものとする。

2 知事は、当分の間、前項の政令市長以外の市町村長が設置した大気汚染常時測定局のうち当該市町村長から要請のあったものについて、測定点の地域的分布状況その他特別の事情を考慮して、要領で定める測定点に加えることがある。

## (大気汚染状況の把握)

第 4 条 知事は、政令市長及び前条第 2 項の要請により要領で定める測定点に加えられた大気汚染常時測定局を設置した市町村長の協力を得て、大気汚染状況の把握を行うものとする。

(大気汚染気象の通報等)

第5条 大阪管区気象台長は、気象の観測を行い、大気の汚染が著しくなるおそれがあると認められるときは、その旨を知事に通報するものとする。

2 前項の通報に当たっては、あらかじめ協議した内容に従って行うものとする。

(予報の発令)

第6条 知事は、指定物質による大気の汚染が著しくなるおそれがあると認めるときは、要領により予報を発令するものとする。

(緊急時の発令)

第7条 知事は、指定物質による大気の汚染の状態が第2条の表2の項から4の項までの緊急時等の区分の欄のいずれかに該当したときは、当該指定物質に係る要領により当該緊急時等の区分に係る発令の区分に従い発令するものとする。

2 知事は、指定物質以外の物質による大気の汚染の状態が第2条の表2の項又は4の項の緊急時等の区分の欄に該当したときは、当該物質について地域を定め当該緊急時等の区分に係る発令の区分に従い発令するものとする。

(緊急時等の解除)

第8条 知事は、前条第1項の規定により指定物質に係る緊急時等の発令をしたときで、当該指定物質による大気の汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて、当該指定物質による大気の汚染の状態が回復すると認められるときは、当該指定物質に係る要領により当該発令を解除するものとする。

2 知事は、前条第2項の規定により指定物質以外の物質に係る緊急時の発令をしたときで、当該物質による大気の汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて、当該物質による大気の汚染の状態が回復すると認められるときは、当該発令を解除するものとする。

(発令及び解除の周知)

第9条 知事は、前3条の規定により緊急時等を発令し、又は解除したときは、市町村、報道機関、その他関係機関の協力を得て、速やかに一般に周知するものとする。

(緊急時等の措置)

第10条 知事は、指定物質に係る緊急時等の発令をしたときは、当該指定物質に係る要領で定める措置を行うものとする。

2 知事は、指定物質以外の物質に係る緊急時の発令をしたときは、法第23条第1項及び第2項に規定する措置を行うものとする。

(連絡協議会)

第11条 この要綱の実施に関する事務を円滑に行うため、大阪府大気汚染緊急時対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、次に掲げる機関をもって構成するものとする。

近畿経済産業局資源エネルギー環境部	豊中市環境部
大阪管区気象台技術部	吹田市環境部
大阪府警察本部	高槻市環境部
大阪府環境農林水産部	枚方市環境保全部
大阪府環境農林水産総合研究所	八尾市経済環境部
大阪市環境局環境管理部	東大阪市環境部
大阪市立環境科学研究所	その他指定物質に係る要領で定める機関
堺市環境局環境保全部	

3 協議会は、必要に応じ、構成機関の一部をもって開催し、又は構成機関以外の関係機関に対し出席を求めることができる。

4 協議会の庶務は大阪府環境農林水産総合研究所が行うものとする。ただし、指定物質に係る要領の実施に関する事務について協議する場合の庶務は、当該要領に定めるものとする。

#### 附 則

1 この要綱は、昭和46年11月1日から実施する。

2 オキシダントに係る緊急時対策の実施については、当分の間、「光化学スモッグ暫定対策実施要綱」により行うものとする。

#### 附 則 (略)

#### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

# オキシダント緊急時(光化学スモッグ) 対策実施要領

制 定 昭和47年6月1日 実 施

一部改正

昭和48年5月1日、昭和49年4月1日、昭和50年4月9日、昭和51年4月1日、  
昭和53年3月28日、昭和54年3月31日、昭和57年3月31日、昭和58年3月31日、  
昭和60年3月30日、昭和61年3月31日、昭和63年3月31日、平成元年3月31日、  
平成2年3月31日、平成3年3月30日、平成4年3月31日、平成5年3月31日、  
平成5年7月9日、平成6年3月31日、平成6年11月1日、平成8年3月29日、  
平成10年3月31日、平成11年3月31日、平成12年3月27日、平成13年3月23日、  
平成14年4月1日、平成16年3月31日、平成17年3月31日、平成18年3月31日、  
平成19年3月31日、平成20年3月31日、平成20年6月16日、平成21年4月1日、  
平成21年7月1日、平成22年4月1日

最終改正 平成23年4月1日 一部改正

(目 的)

第1条 この要領は、大阪府大気汚染緊急時対策実施要綱（以下「要綱」という。）に基づくオキシダントに関する大気の汚染に係る緊急時の措置等の実施について必要な事項を定めるものとする。

(発令区分)

第2条 オキシダントに係る発令区分は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 要綱第2条の表の1の項に掲げる予報 光化学スモッグ予報（以下「予報」という。）
- (2) 要綱第2条の表の2の項に掲げる注意報 光化学スモッグ注意報（以下「注意報」という。）
- (3) 要綱第2条の表の3の項に掲げる警報 光化学スモッグ警報（以下「警報」という。）
- (4) 要綱第2条の表の4の項に掲げる重大緊急警報 光化学スモッグ重大緊急警報（以下「重大緊急警報」という。）

(発令に係る地域の区分)

第3条 前条各号に掲げる発令に係る地域の区分は、次表に掲げるとおりとする。

地域の区分		市区町村
略称	名称	
1の地域	大阪市中心部の地域	大阪市北区、都島区、福島区、此花区、中央区、西区、港区、大正区、天王寺区、浪速区、東成区、生野区、阿倍野区及び西成区
2の地域	大阪市北部及びその周辺地域	大阪市西淀川区、淀川区及び東淀川区並びに豊中市、吹田市及び摂津市
3の地域	東大阪地域	大阪市旭区、城東区及び鶴見区並びに守口市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四條畷市及び交野市
4の地域	堺市及びその周辺地域	大阪市住之江区、住吉区、東住吉区及び平野区並びに堺市、泉大津市、松原市、和泉市、羽曳野市、高石市、藤井寺市及び忠岡町
5の地域	北大阪地域	池田市、高槻市、枚方市、茨木市、箕面市、島本町、豊能町及び能勢町
6の地域	南河内地域	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村
7の地域	泉南地域	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町

2 前項に規定する地域の区分は、平成17年2月1日における行政区画として表示された区域をいう。

(測定点等)

第4条 要綱第3条第1項及び第2項の規定によるオキシダント緊急時に係る測定点は、別表第1に掲げる測定点とする。

(発令)

第5条 第2条各号に掲げる予報等は、次の各号に定めるところにより、第3条第1項の地域の区分ごとに発令するものとする。

(1) 予報

当該地域の測定点のうち1点以上のオキシダント濃度が **0.08ppm** 以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて注意報の発令に至ると認めるとき、当該地域に発令する。

(2) 注意報

当該地域の測定点のうち1点以上のオキシダント濃度が大気汚染防止法施行令（以下「令」という。）第11条第1項の規定に該当するとき、当該地域に発令する。

### (3) 警報

当該地域の測定点のうち1点以上のオキシダント濃度が大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第19条第1項の規定に該当するとき、当該地域に発令する。

### (4) 重大緊急警報

当該地域の測定点のうち1点以上のオキシダント濃度が令第11条第2項の規定に該当するとき、当該地域に発令する。

### (解除)

第6条 前条各号の規定により予報等を発令した後、当該発令に係る大気汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認めるときは、当該発令を解除するものとする。この場合において、注意報の解除は予報の解除を含むものとする。

### (発令及び解除の周知等)

第7条 第5条各号の規定により予報等を発令したとき、又は前条の規定により予報等を解除したときは、市町村及び関係機関の協力を得て、当該発令及び別表第2の当該発令の項に掲げる事項又は解除を住民に周知するとともに、次に掲げる報道機関及び関係記者クラブに通報し、その旨を一般に周知することについて協力を求めるものとする。

日本放送協会大阪放送局（NHK ラジオ、テレビ）

朝日放送(株)（ABC ラジオ、テレビ）

(株)毎日放送（MBS ラジオ、テレビ）

大阪放送(株)（OBC ラジオ）

読売テレビ放送(株)（YTV テレビ）

関西テレビ放送(株)（KTV テレビ）

テレビ大阪(株)（TVO テレビ）

2 発令及び解除の周知等に関し必要な事項については、前項に定めるもののほか、細目で定めるものとする。

### (光化学スモッグ気象情報の周知)

第8条 大阪管区気象台長からオキシダントによる大気汚染が注意報以上に達するものとして知事への通報（以下「光化学スモッグ気象情報」という。）があったときは、第7条に定める方法に準じて、一般に周知を図るものとする。

### (光化学スモッグ気象情報の通報時及び予報等の発令時における配慮事項)

第9条 事業者は、光化学スモッグ気象情報の通報があったとき又は第5条各号の規定による予報等の発令があったときは、次に掲げる事項について配慮するものとする。

(1) 工場及び事業場においては、操業に当たって、窒素酸化物、揮発性有機化合物等大気汚染物質の排出を増加させないこと。

(2) 不要不急の自動車を使用しないよう努めること。



(緊急時対象工場)

第10条 第5条各号の規定により予報等を発令したときに行う、ばい煙量等の削減に関する要請、勧告又は命令（以下「要請等」という。）の対象とする工場又は事業場（以下「緊急時対象工場」という。）を、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 一般対象工場 重油換算原燃料使用量が毎時2キロリットル以上40キロリットル未満の緊急時対象工場
  - (2) 特別対象工場 重油換算原燃料使用量が毎時40キロリットル以上の緊急時対象工場
  - (3) 揮発性有機化合物対象工場 大気汚染防止法第17条の4で定める揮発性有機化合物排出施設の設置の届出をしている工場又は事業場若しくは大阪府生活環境の保全等に関する条例第20条で定める届出工場の設置の届出をしている工場若しくは事業場
- 2 前項に掲げる重油換算原燃料使用量は、工場又は事業場に設置されているばい煙発生施設で使用する原料及び燃料の量を、大気汚染防止法に基づく窒素酸化物に係る総量規制基準及び特別の総量規制基準（昭和57年大阪府告示第1315号）に定める換算方法により重油の量に換算した量とする。
- 3 緊急時対象工場のうち、細目で定める条件に適合する緊急時対象工場は、事前に協議した上で計画書等の提出及び緊急時の削減措置の適用を除外する。

(緊急時等の措置)

第11条 第5条各号の規定により予報等を発令したときは、規則第19条第2項に定める法定ばい煙を排出する者（以下「ばい煙排出者」という。）又は揮発性有機化合物を排出する者（以下「揮発性有機化合物排出者」という。）又は自動車の使用者若しくは運転者に対して、それぞれ別表第3に掲げる措置を行うものとする。

- 2 前項に掲げるばい煙排出者に対する要請等に基づき、ばい煙排出者が行うばい煙排出量の減少措置（以下「削減措置」という。）は、別表第3に掲げるもののほか、細目で定めるところによるものとし、事前に協議等を行った上で適用するものとする。
- 3 第5条第2号から第4号までの規定により、注意報、警報又は重大緊急警報を発令したときは、前項の措置に加え、必要に応じて次の各号に掲げる措置を行うものとする。この場合において、令第13条の規定により市長がばい煙等の排出規制を行うとされている緊急時対象工場（以下「政令市所管緊急時対象工場」という。）に対する第1号の措置については、当該市長の協力を得て行うものとする。
  - (1) その職員による立入検査その他の方法による当該緊急時対象工場における排出ガス量等の削減等の実施状況の確認及び指導
  - (2) 1の地域、2の地域又は4の地域（重複する場合は当該地域を除く。）に所在する一般対象工場に対し、別表第3の第1欄の当該発令区分の項に掲げる措置及び前号に掲げる措置（第4条の測定点のうち、2点以上の測定点のオキシダント濃度が令第11条第1項及び第2項又は規則第19条第1項の一に該当する場合で特に必要があるときに限る。）
- 4 第5条第4号の規定により重大緊急警報を発令したときは、第1項及び前項の措置に加え、公安委員会に対し、発令した地域における自動車交通の規制について道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。
- 5 第1項の措置の周知については、ばい煙を排出する者に対してはファクシミリ等で、自動車の使用

者若しくは運転者に対しては日本道路交通情報センター等を通じて行うものとする。

#### (計画書及び報告書等の徴収)

第12条 前条の規定による措置を行うにあたり、緊急時対象工場の区分に応じて、ばい煙排出者が行う削減措置に関する計画書を徴収するものとする。

- 2 ばい煙排出者は、第11条第2項で定める協議を行う場合、協議に必要な書類等を計画書の提出前に府に提出するものとする。
- 3 ばい煙排出者は、第1項に掲げる計画書の内容を変更する必要があるときは、細目で定めるところにより、変更届を提出するものとする。
- 4 第1項で規定した計画書及び第3項で規定した変更届のうち、政令市所管緊急時対象工場に係るものについては、当該市長に写しを送付し意見を聴くものとする。
- 5 ばい煙排出者及び揮発性有機化合物排出者は、削減措置を行った場合は、措置内容を記録するとともに、知事から報告を求められた場合は、速やかに報告書を提出するものとする。
- 6 前項に規定した報告書を徴収するにあたり、政令市所管緊急時対象工場については、当該市長の協力を得て行うことがある。
- 7 ばい煙排出者が行う削減措置に関する計画書等の提出方法、提出部数及び様式は細目で定めるものとする。

#### (光化学スモッグ対策連絡本部の設置)

第13条 第5条第1号の規定により予報を発令したときは、被害の訴えの把握等について連絡を緊密にするため、「光化学スモッグ対策連絡本部」を設置するものとする。

- 2 前項の「光化学スモッグ対策連絡本部」の組織及び事務については、細目で定めるものとする。

#### (光化学スモッグ調査班の設置)

第14条 大阪府は、第5条により予報等が発令されたときは、光化学スモッグに関する調査を実施するため、光化学スモッグ調査班（以下「調査班」という。）を設置するものとする。

- 2 調査班は、必要に応じて調査を行うものとする。なお、調査の実施に当たっては、市町村その他の関係機関の協力を得るものとする。
- 3 調査班の事務については、細目で定めるものとする。

#### (連絡協議会)

第15条 この要領実施に伴う事務処理等について連絡協議する必要があるときは、要綱第11条に規定する「大阪府大気汚染緊急時対策連絡協議会」（以下「協議会」という。）において行うものとする。

- 2 要綱第11条第2項の要領で定める機関は、高石市総務部とする。
- 3 第1項の協議会の庶務は、大阪府環境農林水産総合研究所が行うものとする。

#### 附 則

この要領は、平成47年6月1日から実施する。

附 則（略）

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1 オキシダント緊急時に係る測定点（第4条関係）

地域の 区分の 略称	測 定 点		
	名 称	所 在 地	所 管
1 の 地 域	国設大阪	大阪市東成区中道一丁目3番62号	大阪府
	此花区役所	大阪市此花区春日出北一丁目8番4号	大阪市
	勝山中学校	大阪市生野区勝山北三丁目13番44号	大阪市
	今宮中学校	大阪市西成区花園北一丁目8番32号	大阪市
	九条南小学校	大阪市西区九条南二丁目13番17号	大阪市
	難波中学校	大阪市浪速区塩草一丁目1番59号	大阪市
2 の 地 域	淀中学校	大阪市西淀川区大和田六丁目13番6号	大阪市
	旧淀川区役所	大阪市淀川区十三東一丁目18番21号	大阪市
	千成	豊中市千成町二丁目2番65号	豊中市
	豊中市役所	豊中市中桜塚三丁目1番1号	豊中市
	吹田市北消防署	吹田市藤白台1-1	吹田市
	吹田市川園	吹田市南高浜町33番1号	吹田市
3 の 地 域	守口保健所	守口市梅園町4番15号	大阪府
	寝屋川市役所	寝屋川市本町1番1号	大阪府
	大東市役所	大東市谷川一丁目1番1号	大阪府
	府立修徳学院	柏原市大字高井田809番地の1	大阪府
	大宮中学校	大阪市旭区中宮四丁目7番11号	大阪市
	聖賢小学校	大阪市城東区新喜多二丁目4番35号	大阪市
	茨田北小学校	大阪市鶴見区浜三丁目8番66号	大阪市
	東大阪市西保健センター	東大阪市高井田元町二丁目8番27号	東大阪市
	東大阪市旭町庁舎	東大阪市旭町一丁目1番地	東大阪市
八尾保健所	八尾市清水町一丁目2番5号	八尾市	
4 の 地 域	高石中学校	高石市東羽衣六丁目6番45号	大阪府
	緑ヶ丘小学校	和泉市緑ヶ丘三丁目4番1号	大阪府
	藤井寺市役所	藤井寺市岡一丁目1番1号	大阪府
	泉大津市役所	泉大津市東雲町9番12号	大阪府
	清江小学校	大阪市住之江区御崎五丁目7番17号	大阪市
	摂陽中学校	大阪市平野区平野西三丁目4番7号	大阪市
	南港中央公園	大阪市住之江区南港東八丁目南港中央公園内	大阪市

地域の 区分の 略称	測 定 点		
	名 称	所 在 地	所 管
4 の 地 域	少林寺	堺市堺区少林寺町東四丁1番1号	堺 市
	浜寺	堺市西区浜寺船尾町西五丁60番地	堺 市
	金岡	堺市北区金岡町1254番地	堺 市
	三宝	堺市堺区三宝町五丁286番地	堺 市
	若松台	堺市南区若松台三丁34番1号	堺 市
	石津	堺市西区浜寺石津町中二丁3番28号	堺 市
	登美丘	堺市東区大美野135番地	堺 市
	深井	堺市中区深井水池町3214番地	堺 市
	美原	堺市美原区小平尾390番地	堺 市
	高石消防署高師浜出張所	高石市高師浜四丁目15番34号	高石市
5 の 地 域	茨木市役所	茨木市駅前三丁目8番13号	大阪府
	池田市立南畑会館	池田市畑一丁目7番4号	大阪府
	島本町役場	三島郡島本町桜井二丁目1番1号	大阪府
	豊能町役場	豊能郡豊能町余野414番地の1	大阪府
	楠葉	枚方市楠葉並木二丁目29番3号	枚方市
	枚方市役所	枚方市大垣内町二丁目1番20号	枚方市
	王仁公園	枚方市王仁公園1番1号	枚方市
	高槻南	高槻市芝生町二丁目10番26号	高槻市
高槻北	高槻市大蔵司二丁目51番2号	高槻市	
6 の 地 域	富田林市役所	富田林市常盤町1番1号	大阪府
	三日市公民館	河内長野市三日市町288番地の1	大阪府
7 の 地 域	貝塚市消防署	貝塚市鳥羽122番地の1	大阪府
	南海団地	阪南市舞四丁目6番14号	大阪府
	泉南市役所	泉南市樽井一丁目1番1号	大阪府
	岸和田中央公園	岸和田市西之内町279番地の2	大阪府
	佐野中学校	泉佐野市羽倉崎四丁目3番12号	大阪府

別表第2 予報等の発令時における周知事項（第7条関係）

区 分	周 知 事 項
予 報	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 注意報に備えてテレビ、ラジオの報道等に注意すること。</li> <li>2 屋外での特に過激な運動は避けること。</li> <li>3 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健所又は市町村に連絡すること。</li> </ol>
注 意 報	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 屋外になるべく出ないこと。</li> <li>2 学校、幼稚園、保育所などにおいては、できるだけ屋外の運動を避け屋内に入ること。</li> <li>3 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健所又は市町村に連絡すること。</li> </ol>
警 報	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 屋外になるべく出ないこと。</li> <li>2 学校、幼稚園、保育所などにおいては、屋外の運動をやめて屋内に入り、窓を閉鎖するなどの措置をとること。</li> <li>3 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健所又は市町村に連絡すること。</li> </ol>
重 大 緊 急 警 報	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 屋外に出ないこと。</li> <li>2 学校、幼稚園、保育所などにおいては、警報と同じ措置をとっていることの再確認を行うこと。</li> <li>3 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健所又は市町村に連絡すること。</li> </ol>

別表第3 緊急時の措置（第11条関係）

対象 発令 区分	一般対象工場に係る ばい煙排出者	特別対象工場に係る ばい煙排出者	揮発性有機化合物 排出者	自動車の使用者 又は運転者
予報	操業に当たって原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量が通常値より減少するよう配慮するとともに、注意報の発令に備えて注意報による措置が行える体制をとるよう要請すること。	工場又は事業場全体の原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量を通常値の20%以上削減するよう要請すること。	揮発性有機化合物の排出量の減少に配慮するよう要請すること。	不要不急の自動車を使用しないよう要請すること。
注意報	工場又は事業場全体の原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量を通常値の20%以上削減するよう要請し、又は勧告すること。	予報に引き続き原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量の減少に徹底を期すとともに、警報の発令に備えて一部操業停止などが行える体制をとるよう要請し、又は勧告すること。	揮発性有機化合物の排出量を削減するよう要請し、又は勧告すること。	不要不急の自動車を使用しないこと及び発令地域への運行を自粛するよう要請すること。
警報	注意報に引き続き原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量の減少に徹底を期すとともに、重大緊急警報の発令に備えて一部操業停止などが行える体制をとるよう要請し、又は勧告すること。	工場又は事業場全体の原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量を通常値の40%以上削減するよう要請し、又は勧告すること。	注意報に引き続き揮発性有機化合物の排出量の減少に徹底を期すよう要請し、又は勧告すること。	自動車の使用及び発令地域における運行を避けるよう要請すること。
重大緊急警報	工場又は事業場全体の原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量を通常値の40%以上削減するよう命令すること。	工場又は事業場全体の原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量を通常値の40%以上削減するよう命令すること。	大防法第23条第2項に基づき揮発性有機化合物排出施設の使用の制限その他必要な措置をとるべきことを命令すること。	自動車の使用を避けること及び発令地域における運行をしないことを強力に要請すること。 府警察本部が実施する緊急時の交通規制を守るよう強力に要請すること。

備考1 第2欄及び第4欄に掲げる措置は、発令した地域に所在する一般対象工場に係るばい煙排出者及び揮発性有機化合物排出者に対して行うものとする。

備考2 ばい煙排出者に対する措置の欄に掲げる通常値の算出方法は、細目で定める。

備考3 本表に掲げる措置は、予報等の解除又は日の入り時刻のいずれか早い時刻をもって解除する。なお、日の入り時刻とは、大阪管区气象台における日の入り時刻とする。

備考4 特別対象工場に対しては、大阪府域のうち当該工場所在地域以外に発令があった場合においても、削減措置を実施するよう要請等を行っている。

# オキシダント緊急時（光化学スモッグ）対策実施細目

制 定 昭 和 4 7 年 6 月 1 日 実 施

一部改正

昭和 48 年 5 月 1 日、昭和 49 年 4 月 1 日、昭和 50 年 4 月 9 日、昭和 51 年 4 月 1 日、  
昭和 53 年 3 月 28 日、昭和 54 年 3 月 31 日、昭和 61 年 3 月 31 日、昭和 63 年 3 月 31 日、  
平成 5 年 3 月 31 日、平成 6 年 3 月 31 日、平成 6 年 11 月 1 日、平成 10 年 3 月 31 日、  
平成 11 年 3 月 31 日、平成 12 年 3 月 27 日、平成 12 年 3 月 31 日、平成 13 年 3 月 23 日、  
平成 13 年 3 月 31 日、平成 14 年 4 月 1 日、平成 15 年 3 月 31 日、平成 16 年 3 月 31 日、  
平成 17 年 3 月 31 日、平成 18 年 3 月 31 日、平成 19 年 3 月 31 日、平成 20 年 6 月 16 日  
平成 21 年 7 月 1 日、平成 22 年 4 月 1 日、平成 22 年 10 月 1 日、平成 23 年 4 月 1 日  
平成 23 年 10 月 1 日

最終改正 平成 2 4 年 1 月 1 日 一部改正

この実施細目は、オキシダント緊急時（光化学スモッグ）対策実施要領（以下「要領」という。）の円滑な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

## 1 緊急時の発令及び解除等の周知方法

要領第 7 条に規定する発令及び解除の周知等については、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 光化学スモッグ予報等の発令又は解除及び光化学スモッグ気象情報についての周知は、図 1 の経路により行うものとする。
- (2) 光化学スモッグ予報等の発令状況を色表示により周知する場合、次のとおりとする。

予報	緑色	注意報	黄色
警報	だいたい色	重大緊急警報	えんじ色

## 2 緊急時措置等の適用除外

要領第 1 0 条第 3 項に規定する条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 一般対象工場又は特別対象工場（以下「ばい煙対象工場」という。）のうち、5 月から 10 月までの全施設の稼働時間が 2 5 0 時間未満のもの
- (2) ばい煙発生施設が夜間（1 8 時から翌朝 6 時まで）のみに稼働しているばい煙対象工場
- (3) 5 月から 10 月における 1 時間あたりの重油換算原燃料使用量の通常値が 0. 5 キロリットル未満のばい煙対象工場

## 3 緊急時の削減措置内容

要領第 1 1 条第 2 項に規定する削減措置は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、(1) 及び (2) の規定は、重大緊急警報に係る削減措置には適用しないものとする。

- (1) 別表第 1 に掲げる基準（以下「代替措置基準」という。）を満たすばい煙対象工場に係る削減措置は次のとおりとする。

ア 実行  $Q/Q_r$  に基づく代替措置基準を満たすばい煙対象工場は、緊急時における削減措置の全部を通常時から実施しているものとみなす。

イ  $Q_H/Q_R$  に基づく代替措置基準を満たすばい煙対象工場は、緊急時における削減措置の一部を通常時から実施しているものとみなし、対応可能な範囲で削減措置を行うものとする。この場合における削減率等その内容は、事前に協議した上で別に定めるものとする。

- (2) 別表第 2 に掲げる基準（以下「施設の代替措置基準」という。）を満たすばい煙発生施設を設置しているばい煙対象工場に係る削減措置は、当該施設以外のばい煙発生施設を対象とするものとし、削減率等その内容については、事前に協議した上で別に定めるものとする。



(3) 次に掲げる理由により、削減措置をとることが著しく困難なばい煙発生施設（以下「特殊施設」といい、事前に協議した上で認定するものとする。）を設置している緊急時対象工場に係る削減措置は、特殊施設を有することを配慮し、事前に協議した上で別に定めるものとする。

ア 施設の設備の安全管理上一定の稼働を必要とする施設

イ 施設の構造上、急激な削減が困難な施設

ウ 公共性が高く、削減措置をとることにより広く社会的に損害や混乱を生じ、又は人命に影響を与える施設

エ 施設の構造上、削減措置をとることにより、環境に新たな悪影響を生じる施設

オ 製造工程上、削減措置を行うことにより、製品が致命的な打撃を受ける施設

(4) ばい煙発生施設の稼働の状況が、時間帯、季節等により大きく変動すること等により、要領別表第3に掲げる通常値からの削減が著しく困難なばい煙対象工場に係る削減措置は、発令前1時間の稼働状況からの所要の削減によるものとする。この場合において、発令前1時間の操業が昼休み等で一時的に著しく低下している場合は、その前の1時間の稼働状況からの所要の削減によるものとする。

(5) 次に掲げるばい煙発生施設は、削減措置の対象から除外する。

ア 夜間のみ稼働するばい煙発生施設

イ 休止中又は非常用のばい煙発生施設

ウ 令別表第1の12の項の電気炉、15の項の乾燥施設並びに19の項の塩素反応施設、塩化水素発生施設及び塩化水素吸収施設

#### 4 通常値の算出等

要領別表第3の備考2に掲げる「通常値の算出方法」は次のとおりとし、昼間の平均的な稼働状況に基づき算出するものとする。

(1) 原燃料使用量に係る通常値は、次式によるものとする。

$$\text{通常値} = \frac{\text{前年度（5月～10月まで）の原燃料使用量（重油換算 kl）}}{\text{前年度（5月～10月まで）のばい煙発生施設の稼働時間（時間）}}$$

備考1 ばい煙発生施設の稼働時間は、該当施設が1基でも稼働していた時間とする。

備考2 次に掲げるばい煙発生施設は、通常値の算出から除外する。

ア 3(5)に掲げるばい煙発生施設

イ 5月から10月までの稼働時間が250時間未満のばい煙発生施設

(2) 排ガス量及び窒素酸化物排出量の通常値を定める場合は、原燃料使用量の通常値に相当する値とする。

#### 5 計画書及び報告書等

(1) 要領第12条の規定による計画書及び変更届の提出部数は1部とし、原則として電子メール又は電子ファイルによるものとする。

- (2) 要領第12条第3項の規定により、変更届を提出するのは次に掲げる場合とする。この場合において、事前に協議した上で提出した計画書を変更する場合は、変更の内容についても事前に協議するものとする。
- ア ばい煙発生施設の設置、変更又は廃止により、削減措置内容や通常値が変わる場合
  - イ 計画年度の通常値が計画書で示した前年度実績に基づく通常値に比べ10%以上の増減がある場合
- (3) 要領第12条第5項の規定による措置内容の記録及び報告は、次のとおりとする。
- ア ばい煙等排出者は、措置内容を記録し、1年間保管するものとする。
  - イ 報告書の提出部数は1部とし、原則として電子メール又はファックスによるものとする。
- (4) 要領第12条第5項の規定による報告の徴収は、次に掲げる場合に行うものとする。また、政令市長から政令市所管緊急時対象工場における措置内容の確認等を求められた場合は、すみやかに所要の措置を講じるものとする。
- ア 光化学スモッグによると思われる被害が発生し、又は発生が予測される場合
  - イ 光化学オキシダント濃度が特異な高濃度を示した場合
  - ウ その他、削減措置の実施状況を確認する必要がある場合
- (5) 要領第12条で規定する計画書、変更届及び報告書の様式は、様式1から様式3までに掲げるとおりとする。

## 6 光化学スモッグ対策連絡本部の設置

要領第13条に規定する光化学スモッグ対策連絡本部の設置については、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 光化学スモッグ対策連絡本部（以下「本部」という。）は、別表第3に掲げる者をもって構成するものとする。
- (2) 本部は、次に掲げる事務を行うものとする。
  - ア 市町村及び関係機関からの被害の訴え等の情報の収集
  - イ 報道機関に対する必要な情報の提供
- (3) 本部の事務局は、大阪府環境農林水産総合研究所とする。

## 7 光化学スモッグについての被害の訴え等があった場合の措置

要領第13条に規定する被害の訴え等があった場合の措置については、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 学校及び社会福祉施設等並びに住民から光化学スモッグによると思われる被害の連絡を受けた関係機関は、速やかに本部に連絡するものとする。
- (2) 連絡を受けた本部は、様式4又は様式5「光化学スモッグ被害調査票」により、その状況を把握するものとする。
- (3) 本部が被害等の調査をする必要があると認めたときは、光化学スモッグ調査班を現地に派遣し調査を行わせ、又は、市町村及び学校等に調査を依頼するものとする。

8 光化学スモッグ調査班の業務等

(1) 要領第14条に規定する光化学スモッグ調査班の業務は、次に掲げるところによる。

ア 環境調査（大気の測定及び気象状況の調査）

イ 発生源調査（工場等の調査）

ウ 医学的調査（疫学調査及び健康調査）

エ その他の調査（動植物の被害状況の調査等）

(2) 光化学スモッグ調査班の事務局は、大阪府環境農林水産総合研究所とし、業務分担は別表第4のとおりとする。

附 則

この細目は、昭和47年6月1日から施行する。

附 則（略）

附 則

この細目は、平成24年1月1日から施行する。

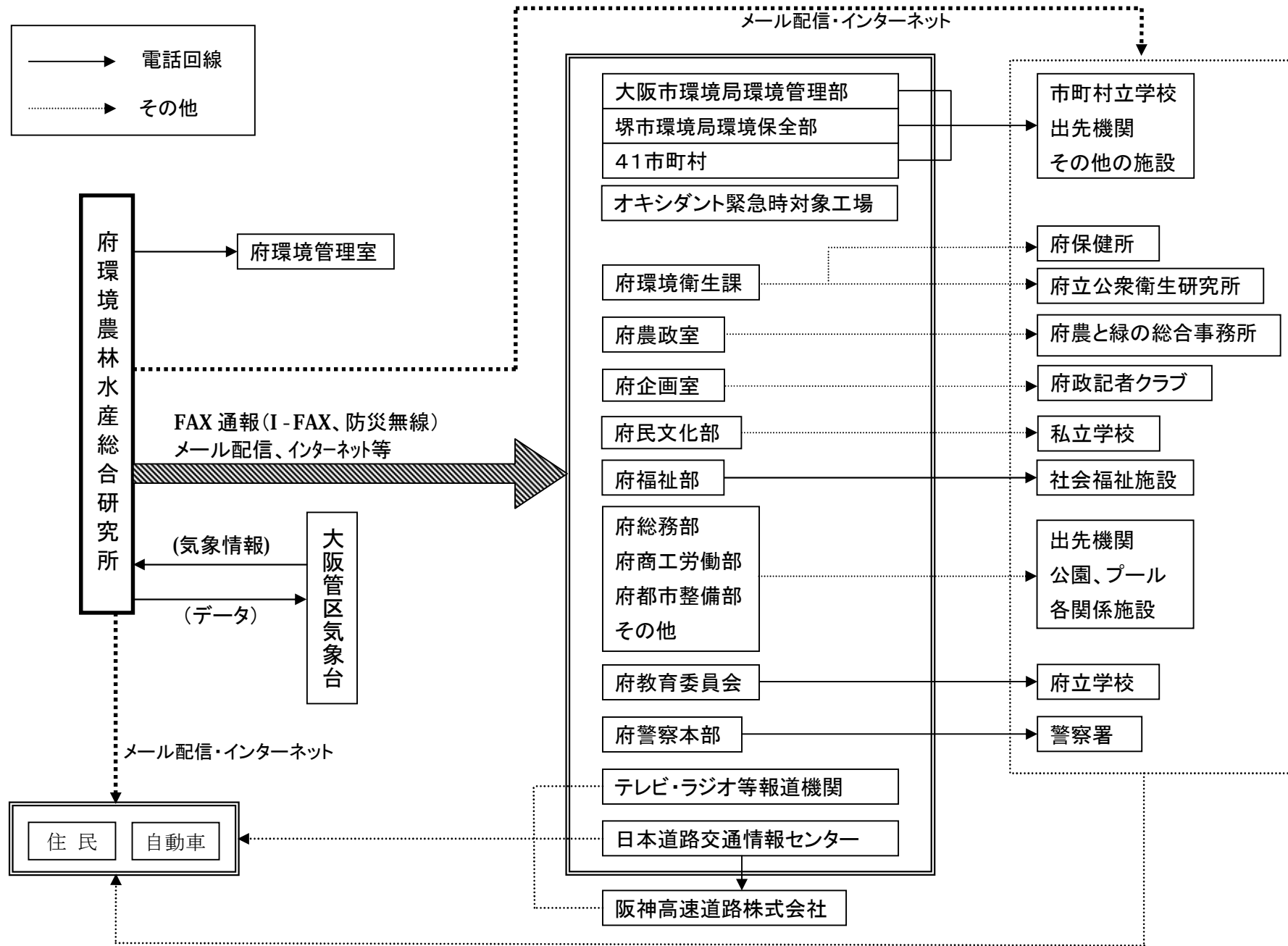


図1 光化学スモッグ予報等の発令及び解除の連絡経路

別表第1 代替措置基準

1 実行Q/Q<sub>r</sub>に基づく緊急時措置の代替措置基準

	特別対象工場	一般対象工場
予報	実行Q/Q <sub>r</sub> ≤ 0.0	
注意報	実行Q/Q <sub>r</sub> ≤ 0.50	実行Q/Q <sub>r</sub> ≤ 0.50
警報	実行Q/Q <sub>r</sub> ≤ 0.40	実行Q/Q <sub>r</sub> ≤ 0.50
重大緊急警報	代替なし	代替なし

2 Q<sub>H</sub>/Q<sub>R</sub>に基づく緊急時措置の代替措置基準

	特別対象工場	一般対象工場
予報	実行Q/Q <sub>r</sub> ≤ 0.70かつ Q <sub>H</sub> /Q <sub>R</sub> ≤ 0.20	
注意報	実行Q/Q <sub>r</sub> ≤ 0.70かつ Q <sub>H</sub> /Q <sub>R</sub> ≤ 0.20	実行Q/Q <sub>r</sub> ≤ 0.70かつ Q <sub>H</sub> /Q <sub>R</sub> ≤ 0.20
警報	実行Q/Q <sub>r</sub> ≤ 0.70かつ Q <sub>H</sub> /Q <sub>R</sub> ≤ 0.15	実行Q/Q <sub>r</sub> ≤ 0.70かつ Q <sub>H</sub> /Q <sub>R</sub> ≤ 0.20
重大緊急警報	代替なし	代替なし

備考1 代替措置基準の算出式は、次のとおりとする。

$$Q_r = K [\Sigma (C \cdot V) + \Sigma (C_i \cdot V_i)]^{0.95} \quad (\text{Nm}^3/\text{h})$$

$$\text{実行}Q = \Sigma [N (V + V_i) / 100] \quad (\text{Nm}^3/\text{h})$$

$$Q_R = K [\Sigma (C \cdot V) + \Sigma (C_i \cdot V_i)]^{0.95} \quad (\text{Nm}^3/\text{h})$$

$$Q_H = (\Sigma Q_i)^2 / \Sigma (Q_i \cdot t_i) \quad (\text{Nm}^3/\text{h})$$

C、C<sub>i</sub> : 窒素酸化物総量規制に係る施設係数（一部の施設については、備考2に掲げるオキシダント用施設係数とする。）

V、V<sub>i</sub> : 窒素酸化物総量規制の排出ガス量 (万 Nm<sup>3</sup>/h)

Q<sub>i</sub> : 窒素酸化物年間排出量（実態ベース） (Nm<sup>3</sup>/年)

t<sub>i</sub> : 年間稼働時間 (時間)

N : 総量規制に係る窒素酸化物排出濃度の施設管理値 (ppm)

K : 窒素酸化物総量規制に係る指定地域内においては0.6、他の地域においては0.7を使用する。

なお、Q<sub>R</sub>及びQ<sub>H</sub>は、年間稼働時間が500時間未満のばい煙発生施設を除外して算出するものとする。

備考2 オキシダント用施設係数を適用するばい煙発生施設及び施設係数

ばい煙発生施設名	C	C <sub>i</sub>	ばい煙発生施設名	C	C <sub>i</sub>
ガスを専焼させるボイラー	3.1	2.2	ガスタービン		
ディーゼル機関	8.3	5.0	(2000kW以上)	2.5	1.7
ガス関	5.0	3.3	ガスタービン		
			(2000kW未満)	3.3	2.5

別表第2 施設の代替措置基準

ばい煙発生施設	基準
ボイラー	排出ガス中の通常の窒素酸化物濃度が、「大阪府低NOx機器普及促進方針」に掲げる低NOx機器の基準値以下であること。
ガスタービン ディーゼル機関 ガス機関	排出ガス中の通常の窒素酸化物濃度が、「固定型内燃機関等に係る窒素酸化物指導要綱」に掲げる指導基準値の60%以下であること。
上記以外の施設	排出ガス中の通常の窒素酸化物濃度が、大気汚染防止法に基づく排出基準の60%以下であること。

備考1 通常の窒素酸化物濃度は、次に掲げる数値とする。

(1) 連続測定器が設置されているばい煙発生施設については、前年度の平均値

(2) その他のばい煙発生施設については、原則として連続測定器による一工程又は2時間以上の平均値の前年度平均値

備考2 複数施設以上の排出ガスが集合した箇所で測定を実施している場合は、当該施設のうち最も厳しい排出基準値を適用する。

備考3 主として、燃料の燃焼により窒素酸化物が発生するばい煙発生施設にあつては、原則として、都市ガス、LPG、灯油等の良質燃料を使用する施設について適用する。

備考4 ボイラーの欄に掲げる低NOx機器の基準値並びにガスタービン、ディーゼル機関及びガス機関の欄に掲げる指導基準値は、次に掲げる市町村の区域にあつては、当該市町村長により別の基準値等が定められている場合は、市町村長が定めた値とする。

大阪市、堺市、池田市、泉大津市、高槻市、枚方市、茨木市、富田林市、河内長野市、箕面市、東大阪市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、太子町、河南町、千早赤阪村

別表第3 光化学スモッグ対策連絡本部の構成員

環境農林水産総合研究所長
環境農林水産部環境管理室長
健康医療部環境衛生課長
教育委員会教育振興室保健体育課長

別表第4 府光化学スモッグ調査班の分担業務

業務	分担機関
環境調査	環境農林水産総合研究所
発生源調査	環境管理室 泉州農と緑の総合事務所環境指導課
医学的調査	保健所 公衆衛生研究所 環境衛生課
その他の調査	環境農林水産総合研究所等

オキシダント緊急時におけるばい煙量減少計画書

平成 年 月 日

大阪府知事様

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

オキシダント緊急時におけるばい煙量減少計画について次のとおり提出します。

工場又は事業場の名称		当該計画について	(電話番号 )
工場又は事業場の所在地	(郵便番号 )	ての担当部課名	(FAX 番号 )
緊急時対象工場の区分	一般対象工場 特別対象工場	及び緊急連絡先	Eメール ( )
緊急時対象工場の区分	一般対象工場 特別対象工場	工場又は事業場の事業内容	
ばい煙発生施設の内容等	別紙1のとおり	※備考	
ばい煙量等減少計画	1 通常値からの削減・・・(別紙2のとおり) 2 発令前1時間値からの削減		
当該減少計画の運用開始(予定)日	平成 年 月 日		

備考 ※印の欄には、記載しないこと。

オキシダント緊急時におけるばい煙量減少計画変更届

平成 年 月 日

大阪府知事様

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

オキシダント緊急時におけるばい煙量減少計画の変更について次のとおり提出します。

工場又は事業場の名称		当該計画について	(電話番号 )
工場又は事業場の所在地	(郵便番号 )	ての担当部課名	(FAX 番号 )
工場又は事業場の区分	一般対象工場 特別対象工場	及び緊急連絡先	Eメール ( )
緊急時対象工場の区分	一般対象工場 特別対象工場	工場又は事業場の事業内容	
ばい煙発生施設の内容等	別紙1のとおり	※備考	
ばい煙量等減少計画	1 通常値からの削減・・・(別紙2のとおり) 2 発令前1時間値からの削減		
当該減少計画の運用開始(予定)日	平成 年 月 日		

備考 ※印の欄には、記載しないこと。



# オキシダント緊急時におけるばい煙量減少措置報告書

平成 年 月 日

大阪府知事様

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

オキシダント緊急時におけるばい煙量の減少措置について次のとおり報告します。

緊急時発令日	平成 年 月 日	当該報告につい	電話 Eメール	
緊急時対象工場 の 区 分	一般対象工場(1・2・3・4・5・6・7) 特別対象工場	ての担当部課名 及び緊急連絡先		
光化学スモッグ発令状況	予報 第 号	注意報 第 号	警報 第 号	重大緊急警報 第 号

緊急時措置の実施内容	1. 下表のとおり 2. その他 (理由 )				
区 分	削減措置の基準 1 通常値 2 発令前1時間値	削減措置-1 (一般:注意報、警報 特対:予報、注意報)	削減率 (%)	削減措置-2 (一般:重大緊急警報 特対:警報、重大緊急警報)	削減率 (%)
原燃料使用量の 重油換算値	kL/h	kL/h		kL/h	
排出ガス量 (乾き O <sub>2</sub> =0%)	Nm <sup>3</sup> /h	Nm <sup>3</sup> /h		Nm <sup>3</sup> /h	
窒素酸化物排出量	Nm <sup>3</sup> /h	Nm <sup>3</sup> /h		Nm <sup>3</sup> /h	

光化学スモッグ被害調査票 (一般用)				
記入日 平成 年 月 日				
記入者				
所属				
届出者	氏名 (機関、団体)	(代表者)		
	住所 (所在地)			
	連絡先 <sup>※1</sup>	(氏名)	(電話)	
被害者	氏名等 <sup>※2</sup>	性別( ) 年令( 才) 職業 (学校名・学年) ( )		
	住所等	(電話)		
※1 連絡先は、状況を把握し、夜間・休日でも連絡可能な者とする事				
※2 集団での被害の場合は、全体の被害者数及び男性、女性の内訳を記入すること				
1 症状を感じた日時及び気象状況				
平成 年 月 日 (午前・午後) 時 分～ 時 分				
天候 (晴・曇・雨) 風 (強・弱・やや有・無風)				
2 症状を感じた場所				
(1) 運動場 (2) 体育館 (3) プール (4) 室内 (窓：開・閉) (5) 公園、遊び場 (6) 道路上 (7) その他 ( )				
3 症状を感じたときの活動状況				
(1) 屋外で運動中 ( ) (2) 室内で運動中 ( ) (3) 屋外で作業中 ( ) (4) 室内で作業中 ( ) (5) その他 ( )				
4 症状		男(人)	女(人)	処置・経過
(1) 目がチカチカする (目が痛い)				
(2) せきができる				
(3) のどがいらい (のどが痛い)				
(4) はきけがする				
(5) 胸が苦しく息がつまりそうになる				
(6) 胸が痛む				
(7) 頭痛がする				
(8) 手足にしびれ感がある				
(9) その他 ( )				
(医師の治療) あり ( 人)・なし (医療機関名)				
5 重症者名とその症状				
氏名	年令	性別	職業 (学校名・学年)	症 状
備考				

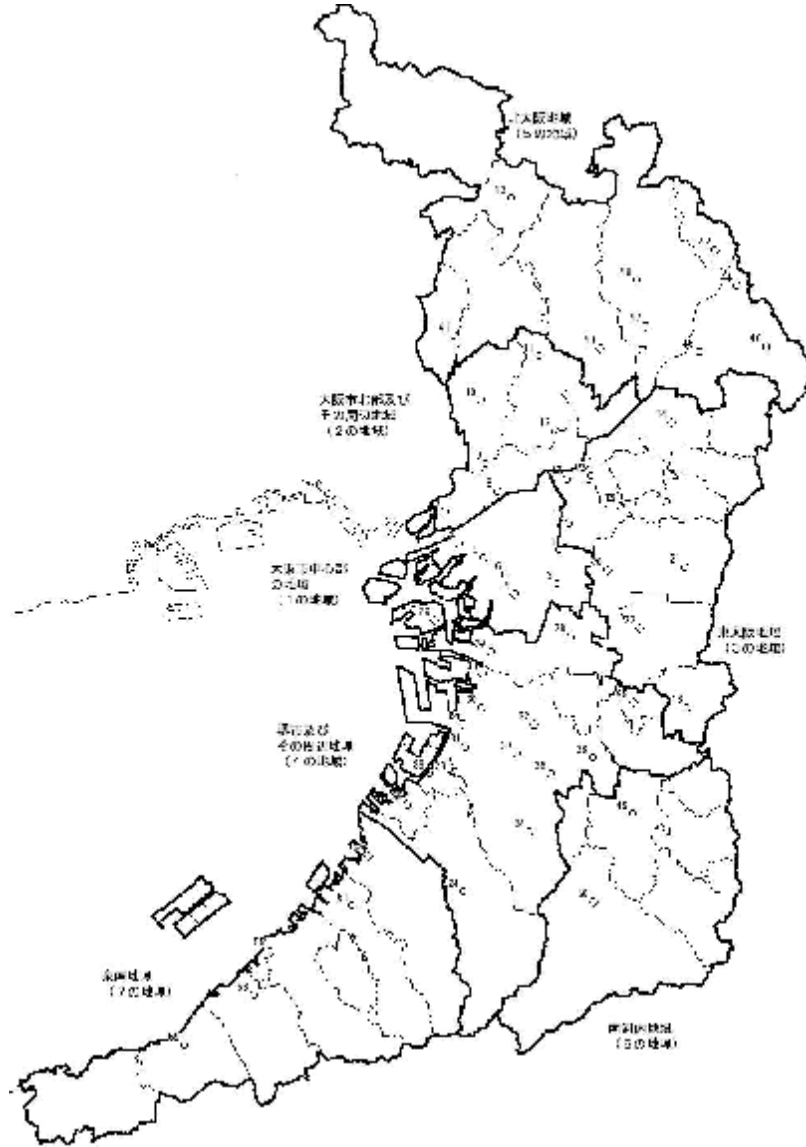
※学校で発生した被害の把握には、学校用の調査票 (様式 5) を使用すること。

光化学スモッグ被害調査票(学校用)										
記入日 平成 年 月 日 記入者 所属										
届 出 者	学 校 名							代 表 者		
	所 在 地							電 話		
	連 絡 者									
	緊急連絡先	(氏名)				(電話)				
※ 緊急連絡先は、状況を把握し、夜間・休日でも連絡可能な者とする										
被 害 者	学年 性別	1年	2年	3年	4年	5年	6年	教職員	計	合計 ( 人)
	男									
	女									
1 症状を感じた日時及び気象状況 平成 年 月 日 (午前・午後) 時 分 ~ 時 分 天 候 (晴・曇・雨) 風 (強・弱・やや有・無風)										
2 症状を感じた場所 (1) 運動場 (2) 体育館 (3) プール (4) 室内 (窓:開・閉) (5) 公園、遊び場 (6) 道路上 (7) その他 ( )										
3 症状を感じたときの活動状況 (1) 屋外で運動中 (体育授業、クラブ、その他) (2) 室内で運動中 (体育授業、クラブ、その他) (3) 屋外で軽作業中 (授業、清掃等) (4) 室内で軽作業中 (授業、清掃等) (5) その他 ( )										
4 症状										
		男(人)	女(人)	処置・経過						
(1) 目がチカチカする (目が痛い)										
(2) せきがでる										
(3) のどがいらい (のどが痛い)										
(4) はきけがする										
(5) 胸が苦しく息がつまりそうになる										
(6) 胸が痛む										
(7) 頭痛がする										
(8) 手足にしびれ感がある										
(9) その他 ( )										
(医師の治療) あり ( 人)・なし (医療機関名)										
5 重症者名とその症状										
氏 名	年 令	性 別	学 年・組	症 状						
備考										

注1 被害が発生した場合は、速やかに所轄の保健所に連絡するとともに、大阪府教育委員会保健体育課（市町村立学校にあっては、市町村教育委員会を經由）あてに電話及び本書面にて連絡すること。

2 なお、休日のクラブ活動時等に被害の訴えがあった場合は、大阪府環境農林水産総合研究所（光化学スモッグ対策連絡本部事務局）に直接連絡すること。

発令地域区分別オキシダント測定点所在地



(平成 23 年 4 月現在)

地域区分	測定点名称		地域区分	測定点名称		地域区分	測定点名称	
1 大阪市中心部 の地域	1	国設大阪	3 東大阪地域	19	茨田北小学校	4 堺市 及び その周辺地域	37	深井
	2	此花区役所		20	東大阪市西保健センター		38	美原
	3	勝山中学校		21	東大阪市旭町庁舎		39	高石消防署高師浜出張所
	4	今宮中学校		22	八尾保健所		40	茨木市役所
	5	九条南小学校		23	高石中学校		41	池田市立南畑会館
	6	難波中学校		24	緑ヶ丘小学校		42	島本町役場
2 大阪市北部 及び その周辺地域	7	淀中学校	4 堺市 及び その周辺地域	25	藤井寺市役所	5 北大阪地域	43	豊能町役場
	8	旧淀川区役所		26	泉大津市役所（府）		44	楠葉
	9	千成		27	清江小学校		45	枚方市役所
	10	豊中市役所		28	摂陽中学校		46	王仁公園
	11	吹田市北消防署		29	南港中央公園		47	高槻南
	12	吹田市川園		30	少林寺		48	高槻北
3 東大阪地域	13	守口保健所	6 南河内地域	31	浜寺	7 泉南地域	49	富田林市役所
	14	寝屋川市役所		32	金岡		50	三日市公民館
	15	大東市役所		33	三宝		51	貝塚市消防署
	16	府立修徳学院		34	若松台		52	南海団地
	17	大宮中学校		35	石津		53	泉南市役所
	18	聖賢小学校		36	登美丘		54	岸和田中央公園
					55	佐野中学校		

<p>関係法令（抜粋）</p> <p>大気汚染防止法（昭和四十二年法律第九十七号）</p> <p>大気汚染防止法施行令（昭和四十二年政令第二百一十九号）</p> <p>大気汚染防止法施行規則（昭和四十二年厚生省・通商産業省令第1号）</p>	<p>大気汚染防止法</p>	<p>大気汚染防止法施行令</p>	<p>大気汚染防止法施行規則</p>
<p>第四章 大気の汚染の状況の監視等</p> <p>（常時監視）</p> <p>第二十一条 都道府県知事は、大気の汚染の状況を常時監視しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の常時監視の結果を環境大臣に報告しなければならない。</p> <p>（緊急時の措置）</p> <p>第二十三条 都道府県知事は、大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、ばい煙を排出する者、揮発性有機化合物を排出し、若しくは飛散させる者又は自動車の使用者若しくは運転者であつて、</p> <p>当該大気の汚染をさらに著しくするおそれがあると認められるものに対し、ばい煙の排出量若しくは揮発性有機化合物の排出量若しくは飛散の量の減少又は自動車の運行の自主的制限について協力を求めなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、気象状況の影響により大気の汚染が急激に著しくなり、人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずる場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、当該事態がばい煙又は揮発性有機化合物に起因する場合には、環境省令で定めるところにより、ばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者に対し、ばい煙量若しくはばい煙濃度又は揮発性有機化合物濃度の減少、ばい煙発生施設又は揮発性有機化合物排出施設の使用の制限その他必要な措置をとるべきことを命じ、当該事態が自動車排出ガスに起因する場合にあつては、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。</p> <p>※一項の「政令」 Ⅱ令一Ⅰ Ⅱ一項の「政令」 Ⅱ令一Ⅱ 「環境省令」 Ⅱ規則一七 「道路交通法の規定」 Ⅱ道交四Ⅰ・二一〇</p>	<p>（緊急時）</p> <p>第二十一条 法第二十三条第一項の政令で定める場合は、別表第五の上欄に掲げる物質について、それぞれ、同表の中欄に掲げる場合に該当し、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるときとする。</p> <p>2 法第二十三条第二項の政令で定める場合は、別表第五の上欄に掲げる物質について、それぞれ、同表の下欄に掲げる場合に該当し、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるときとする。</p>	<p>（緊急時）</p> <p>第十七条 法第二十三条第二項の規定によるばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者に対する命令は、大気の汚染の状況、気象状況の影響、ばい煙発生施設又は揮発性有機化合物排出施設の種類及び規模等を勘案して当該措置が必要と認められる地域及びばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者の範囲を定めて行うものとする。</p> <p>2 前項の命令は、当該命令の内容その他必要な事項を記載した文書により、当該ばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者に対して行うものとする。ただし、文書により行うことが著しく困難であると認められるときは、電話その他の電気通信設備を使用して行うことができる。</p> <p>3 前項ただし書の方法により命令する場合にあつては、併せて当該ばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者が当該命令の有無及びその内容を確認できる方法を講じ、かつ、伝達しなければならない。</p> <p>4 前二項の規定は、第一項の命令が緊急時の措置をとるべき期限を明示せずに行われた場合における当該命令の解除について準用する。</p>	

別表第五 (第十一条関係)

硫黄酸化物	<p>一 大気中における含有率の一時間値(次項を除き、以下単に「二時間値」という。)百万分の〇・二以上である大気汚染の状態が三時間継続した場合</p> <p>二 一時間値百万分の〇・三以上である大気汚染の状態が二時間継続した場合</p> <p>三 一時間値百万分の〇・五以上である大気汚染の状態になった場合</p> <p>四 一時間値の四十八時間平均値百万分の〇・一五以上である大気汚染の状態になった場合</p>	<p>一 一時間値百万分の〇・五以上である大気汚染の状態が三時間継続した場合</p> <p>二 一時間値百万分の〇・七以上である大気汚染の状態が二時間継続した場合</p>
浮遊粒子状物質	<p>大気中における量の一時間値が一立方メートルにつき二・〇ミリグラム以上である大気汚染の状態か二時間継続した場合</p>	<p>大気中における量の一時間値が一立方メートルにつき三・〇ミリグラム以上である大気汚染の状態が三時間継続した場合</p>
一酸化炭素	<p>一時間値百万分の三〇以上である大気汚染の状態になった場合</p>	<p>一時間値百万分の五〇以上である大気汚染の状態になった場合</p>
二酸化窒素	<p>一時間値百万分の〇・五以上である大気汚染の状態になった場合</p>	<p>一時間値百万分の一以上である大気汚染の状態になった場合</p>
オキシダント	<p>一時間値百万分の〇・二二以上である大気汚染の状態になった場合</p>	<p>一時間値百万分の〇・四以上である大気汚染の状態になった場合</p>

備考 この表に規定する一時間値の算定に関し必要な事項並びに浮遊粒子状物質及びオキシダントの範囲は、環境省令で定める。

第十八条 令別表第五の備考の環境省令で定める一時間値の算定は、次の各号に掲げる物質について、それぞれ当該各号に掲げる測定器を用いて、大気を連続して一時間吸引して行うものとする。

- 一 硫黄酸化物 溶液導電率法又は紫外線蛍光法による硫黄酸化物測定器
- 二 浮遊粒子状物質 光散乱法、圧電天びん法又はベータ線吸収法による浮遊粒子状物質濃度測定器
- 三 一酸化炭素 非分散形赤外分析法による一酸化炭素測定器
- 四 二酸化窒素 ザルツマン試薬を用いた吸光度法又はオゾンを用いた化学発光法による二酸化窒素測定器
- 五 オキシダント 日本工業規格B七九五七に定める濃度の中性性燐酸塩緩衝沃化カリウム溶液を用いた吸光度法若しくは電量法によるオキシダント測定器であつて日本工業規格B七九五七に定める方法により校正を行ったもの又は紫外線吸収法若しくはエチレンを用いた化学発光法によるオゾン測定器
- 2 令別表第五の備考の環境省令で定める浮遊粒子状物質の範囲は、大気中の浮遊粒子状物質であつて、その粒径がおおむね十マイクロメートル以下であるものとする。
- 3 令別表第五の備考の環境省令で定めるオキシダントの範囲は、大気中のオゾン、パーオキシアシルナイトレートその他沃化カリウムと反応して沃素を遊離させる酸化性物質とする。

大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成六年大阪府条例第六号）  
大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成六年大阪府規則第八十一号）

大阪府生活環境の保全等に関する条例

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則

第三節 大気汚染の状況の監視等

（常時監視等）

第四十四条 知事は、大気汚染の状況を常時監視するものとする。

2 知事は、前項の規定による常時監視の結果明らかになった大気汚染の状況を公表するものとする。

（大気汚染の予報等）

第四十五条 知事は、規則で定める物質（以下「指定物質」という。）による大気汚染が著しくなるおそれがあると認めるときは、その旨を一般に予報するとともに、大気汚染防止法第二条第一項に規定するばい煙（以下「法定ばい煙」という。）若しくは揮発性有機化合物を排出する者又は自動車の使用者若しくは運転者で当該大気汚染をさらに著しくするおそれがあると認められるものに対し、同法第二十三条第一項に規定する事態で指定物質に係るものの発生に備えて必要な措置をとることについて協力を求めるものとする。

（平一九条例三八・一部改正）

（緊急時の措置）

第四十六条 知事は、指定物質による大気汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、法定ばい煙若しくは揮発性有機化合物を排出する者又は自動車の使用者若しくは運転者で当該大気汚染をさらに著しくするおそれがあると認められるものに対し、法定ばい煙若しくは揮発性有機化合物の排出量の減少又は自動車の運行の自主的制限について協力を求めなければならない。

2 知事は、大気汚染防止法第二十三条第一項に規定する事態で指定物質に係るもの又は前項に規定する事態が発生した場合において、同法第二十三条第一項又は前項に規定する措置によつてはその事態を改善することが困難であると認めるときは、法定ばい煙又は揮発性有機化合物を排出する者で規則で定めるものに対し、法定ばい煙又は揮発性有機化合物の排出量の減少のための措置をとるべきことを勧告することができる。

（平一九条例三八・一部改正）

（指定物質）

第十八条 条例第四十五条の規則で定める物質は、大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号。以下この章において「令」という。）別表第五に規定するオキシダントとする。

（大気汚染に係る緊急時の措置）

第十九条 条例第四十六条第一項の規則で定める場合は、大気中における指定物質の含有率の一時間値が百万分の〇・二四以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該状態が継続すると認められる場合とする。

2 条例第四十六条第二項の規則で定める法定ばい煙又は揮発性有機化合物を排出する者は、法定ばい煙を排出する者にあつてはばい煙発生施設令別表第一に掲げる施設をいう。以下この項において同じ。）において発生する窒素酸化物を大気中に排出する者で、当該ばい煙発生施設において、原料及び燃料の量を当該ばい煙発生施設の種類に応じた窒素酸化物の排出特性等を勘案し、重油の量に換算して一時間当たり二キロリットル以上使用するものと、揮発性有機化合物を排出する者にあつては揮発性有機化合物排出施設（令別表第一の二に掲げる施設をいう。）又は届出工場等において発生する揮発性有機化合物を大気中に排出する者とする。

（平二十規則四十・一部改正）

